主 原決定を取消す。 大仏芸込典田の共割執行免除の

本件訴訟費用の裁判執行免除の申立を却下する。

本件抗告理由の要旨は「鳥取地方裁判所は昭和三〇年一二月七日本件被告人を懲役八月に処する。但し本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。訴訟費用は被告人の負担とする旨の判決を言渡し右裁判は同年同月二一日の満了即ち同月二日確定した。被告人たる申立人はこれに対し昭和三一年一月一一日同裁判に武費用執行免除の申立をし、同裁判所はこれを受理して、申立人に負担を命。然上本件につき刑事訴訟法第五〇〇条第二項所定の二〇日の申立期間は昭和三〇年一月二二日午前零時より始まるものと解すべきであるから右期間は昭和三一年の日を以て満了し、同日の終了と共に本件免除の申立を為し得ないこととべきであるから右期間経過後になされた不適法のものとして当然却下さるべきであるに原裁判所がこれを許容したのは法の解釈を誤つた不当な決定であるからその取消を求める」というにある。

(裁判長裁判官 岡田建治 裁判官 組原政男 裁判官 竹島義郎)